

## 捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
R5	後志	真狩村・留寿都村

### 【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
真狩村（新陽、川崎、神里） 留寿都村（旭野、登）	新陽のみ公有地 （道有林・村有林） 他は農地（民地）	サ164、サ061、 サ063、サ064 サ072、サ074

### 【捕獲事業の目標】

日本百名山に名を連ねている羊蹄山の南麓に位置する真狩村、またその隣に位置する留寿都村は農業や観光業を基幹産業として発展してきた農村地帯である。

主な農作物としては、じゃがいも、大根、人参、アスパラガス、ゆり根等となっている。

一方、後志管内においても、エゾシカの農業被害が増加傾向を示しており、真狩・留寿都地区も同様に主要作物のじゃがいも等をはじめとした根菜類を中心に被害が増加しているところである。

今後、エゾシカ個体数の増加を抑える努力を更に講じていかないと、将来的には天然記念物にも指定されている「後方羊蹄山の高山植物帯」への植生被害の発生も懸念されている。

真狩・留寿都地区の南側は胆振総合振興局管内の洞爺湖町、豊浦町、伊達市大滝地区と接しており、当該地区で被害を及ぼすエゾシカの多くはこれらの地区からの流入個体であるものと推測される。

こうしたことから、羊蹄山の裾野での捕獲の実施のみならず胆振方面（豊浦町及び伊達市大滝地区等）からのエゾシカ流入数を減少させるため、近接地での捕獲を実施することにより羊蹄山の貴重な高山植物帯への被害防止及び当該地区の農業被害防止を目標とする。

### 【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	主に春から降雪前までに被害が確認されており、降雪後は他管内へ移動し過ぎているものと思われる。また、春から秋にかけても他管内との往来を繰り返しながら生息しているものと思われる。
地 形	羊蹄山や尻別岳、またルスツスキー場といった山々をはじめ、丘陵地帯の間に農地が広がっている。
餌 資 源 量	夏期は草本植物が豊富であるが、豪雪地帯でもあることから冬期間は草本植生はなくなるため、冬期間の餌資源は少ない。
周辺環境	希少動植物
	羊蹄山や尻別岳の標高の高いところには高山植物が生育している。また、羊蹄山の裾野ではクマガラも生息している。

参考資料

	人間活動	夏は山々への登山者やキャンプ場利用者、ルスツリゾートの利用者など多くの利用があり、冬はスキー客などの利用がある。 また、農業活動が行われていることから、通年で農業用車両の往来がある。
その他		

【猟法・捕獲手法】

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
わな （くくりわなを主体としたわな）	9月～1月	真狩村：新陽、川崎、神里 留寿都村：旭野、登	40	昨年度の当該地区での捕獲実績を踏まえ設定。

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる協議会を開催し、意見交換を行う。

区 分	内 容
くくりわな （その他、必要に応じくくりわな以外のわなも検討）	<p>昨年度の捕獲実施結果等、過年度までのエゾシカの出没動向の傾向から真狩・留寿都地区の他管内の隣接する地区にくくりわなを設置することとし、各地区 30 基から 50 基程度設置する。</p> <p>併せて、真狩村の国立公園区域（隣接地を含む）においてもくくりわなによる捕獲を実施することとする。（わな 10～20 基程度）</p> <p>また、くくりわなによる捕獲個体は食用に適さないことから、捕獲個体は廃棄処分とする。（必要に応じ、はこわな等を設置した際は、食肉利用への活用を検討することとする。）</p> <p>なお、わな設置場所は、天候の変化やエゾシカの行動に合わせて、事業対象地域内において、より捕獲される場所に適宜移動することとする。</p> <p>時期は農作物の収穫時期である 9 月頃から積雪（根雪）前の 12 月までの間とする。</p>

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
捕獲に伴う行為 （工作物の設置・木竹の伐採、損傷等）	自然公園法	行為に伴う許可証交付	環境省	但し、指定管理鳥獣捕獲等事業に係るものとして、許可不要

## 参考資料

### 【有効活用】

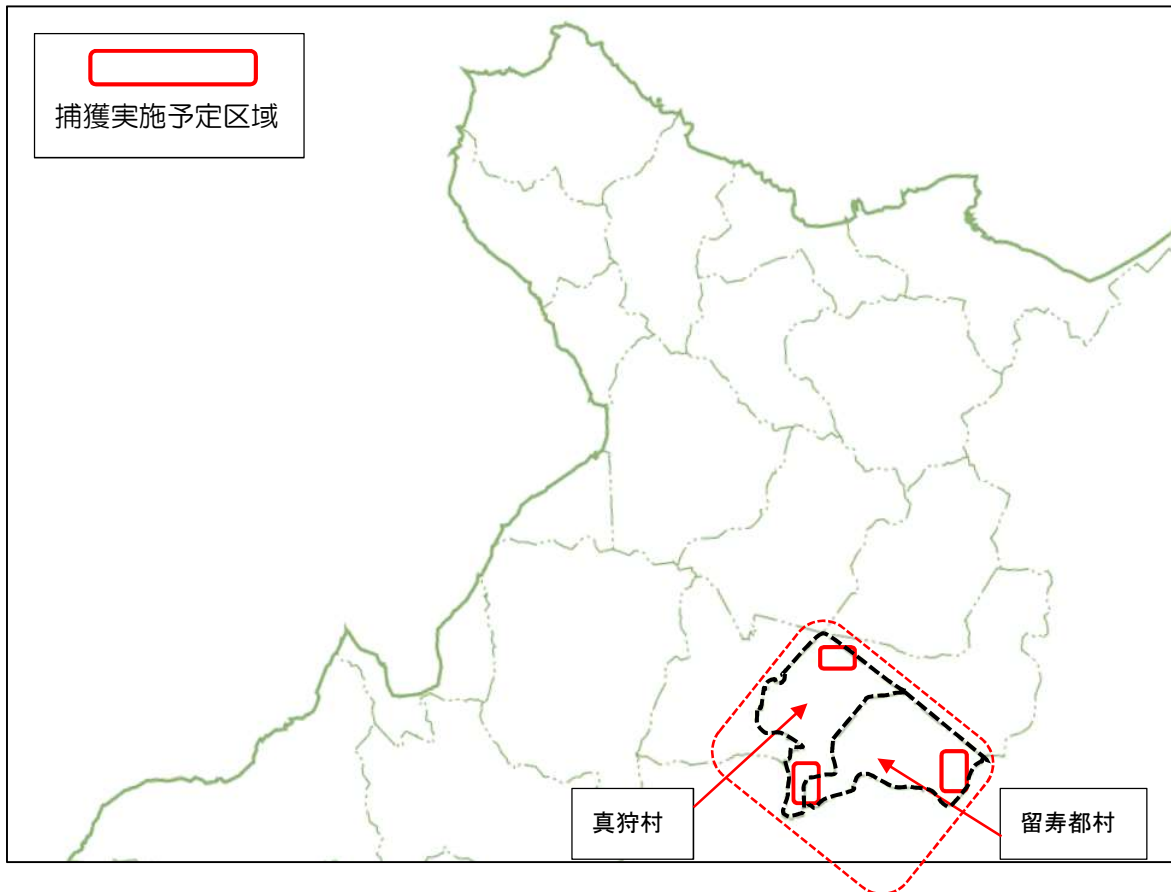
捕獲手法（くくりわな）により、食肉利用が適さないことから一般廃棄物として適正処理をする。  
（必要に応じくくりわな以外のわなを設置し捕獲した場合は、有効活用を検討する）

区 分	対 象	主な搬出先	住 所
一般廃棄物	くくりわなによる 捕獲個体	(株) ニセコ環境	虻田郡倶知安町峠下
ペットフード 加工及び食肉活 用	食肉等に活用可能な個体	検討中	検討中

### 【外来鳥獣の捕獲があった場合の対応】

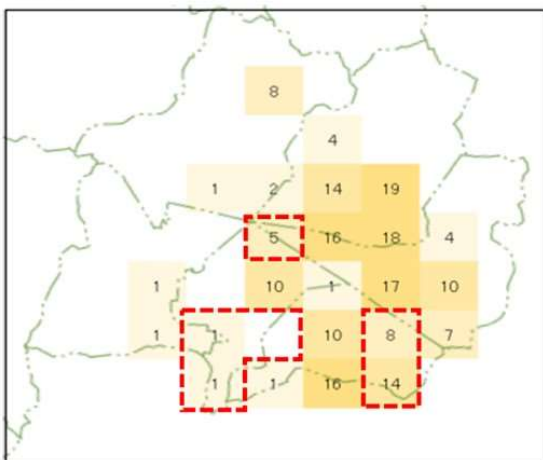
くくりわなの架設は、特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、あらかじめ北海道知事（窓口：後志総合振興局環境生活課）からアライグマの捕獲許可を得て、アライグマの捕獲があった場合には、適切に処分する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（真狩村・留寿都村地域）

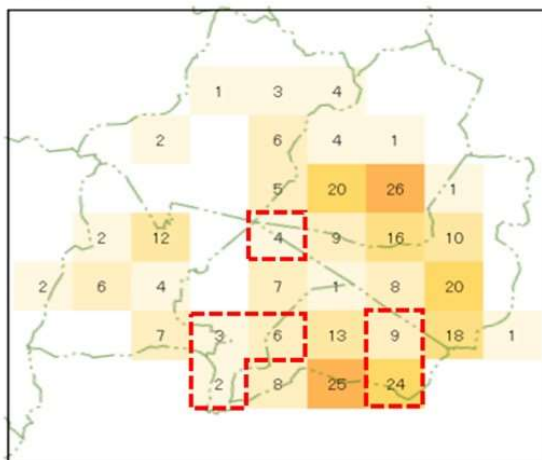


参考：エゾシカ捕獲状況推移【羊蹄山麓地域：H28～R3】

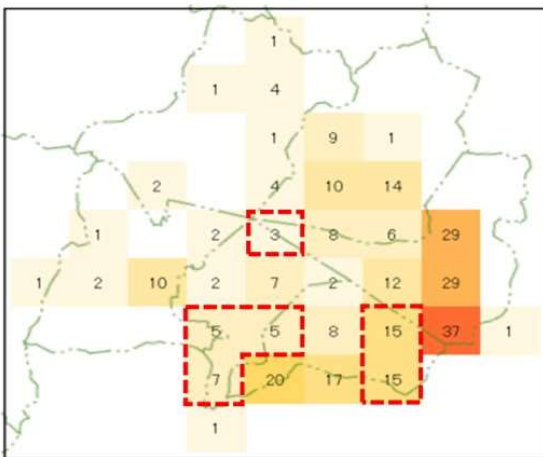
H28



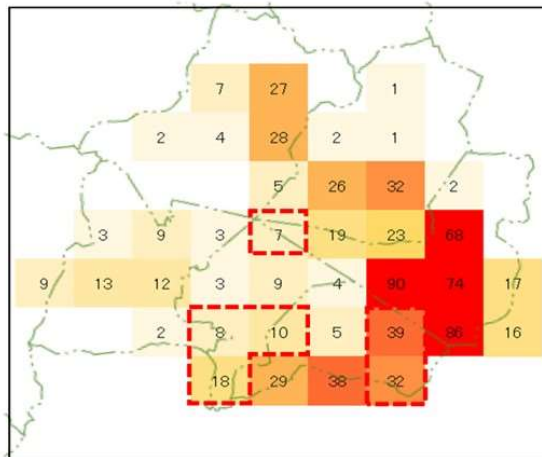
H29



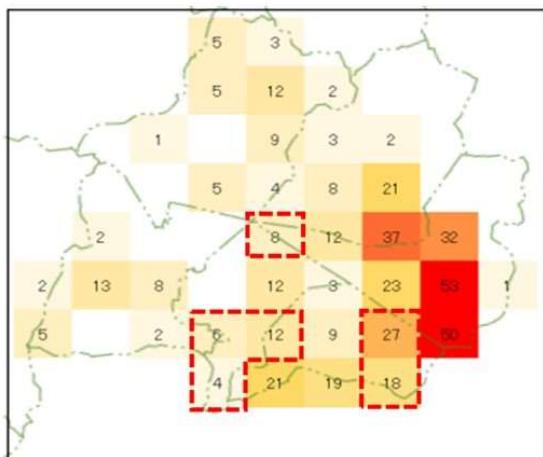
H30



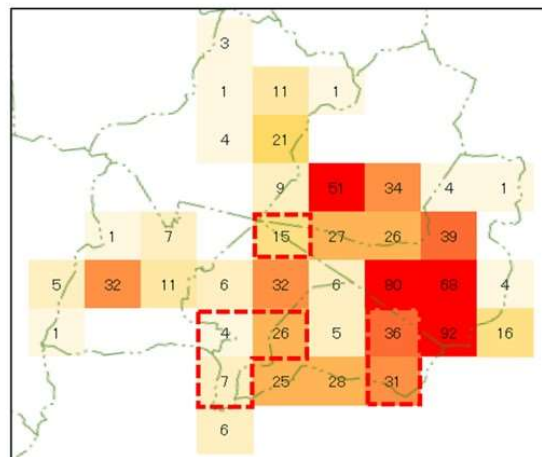
R1



R2



R3



○規制区域  
支笏洞爺国立公園第3種特別地域  
【土地所有者：道有林又は村有林】

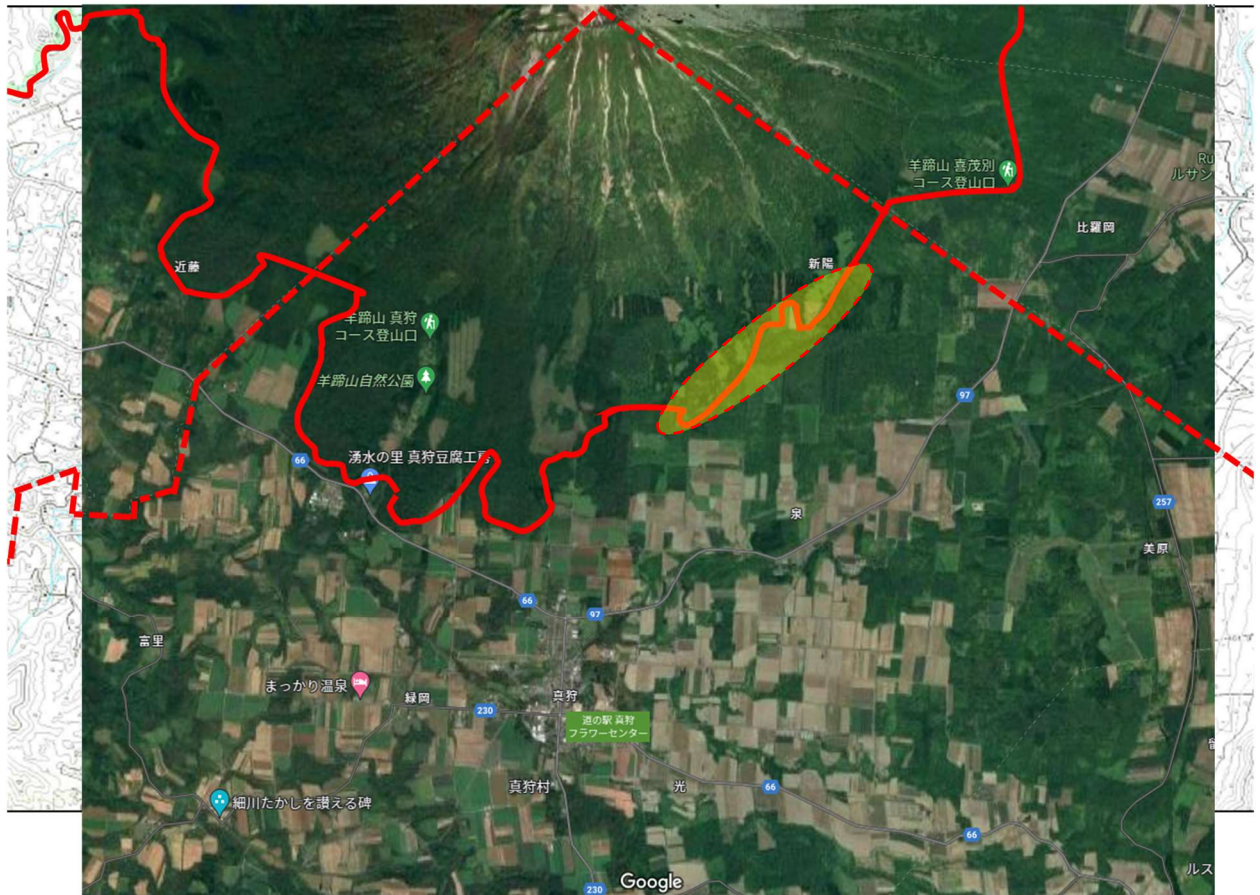
○対象地  
①真狩村  
（サ164、サ061/063/064）  
②留寿都村  
（サ072/074）

※赤字は規制区域内、その他は民地（農地隣接地）



参考資料

参考：支笏洞爺国立公園所在図（真狩村）



捕獲予定区域